

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(据置担保)</p> <p>9の6－5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、<u>関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。(以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。)</p> <p>なお、一括担保は据置担保とし、保全担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p>	<p>(据置担保)</p> <p>9の6－5 担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、<u>前記9の6－1の(1)、(2)、(5)及び(6)に規定する担保</u>であり、かつ、<u>関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、保全担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。(以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。)</p>
<p>(担保の提供等)</p> <p>9の6－6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 提供された担保が上記(1)のロの担保であるときは、<u>原則として、その担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。</u></p> <p>(3)～(9) (省略)</p>	<p>(担保の提供等)</p> <p>9の6－6 令第8条の2の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 提供された担保が上記(1)のロの担保であるときは、<u>その担保について第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。</u></p> <p>(3)～(9) (同左)</p>
<p>(据置担保の提供があった場合の整理)</p> <p>9の6－7 前記9の6－5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) <u>提供された担保が、前記9の6－6の(1)のロの担保である場合は、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、登記又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、担保物件の所在地及び納期限延長通知番号等を記入し、管理する。</u></p> <p>(5) (省略)</p>	<p>(据置担保の提供があった場合の整理)</p> <p>9の6－7 前記9の6－5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p>